

厚木市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員)

第 2 条 法第 78 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める入所定員の数は、29 人以下とする。

(指定地域密着型サービス事業の申請者の資格)

第 3 条 法第 78 条の 2 第 4 項第 1 号に規定する条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 131 条の 10 の 2 に定める者
- (2) 厚木市暴力団排除条例（平成 23 年厚木市条例第 12 号）第 2 条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等でない者

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第 4 条 法第 78 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「地域密着型サービス事業基準省令」という。）に定める基準をもって、その基準とする。

2 前項の規定にかかわらず、地域密着型サービス事業基準省令第 3 条の 40 第 2 項、第 17 条第 2 項、第 60 条第 2 項、第 87 条第 2 項、第 107 条第 2 項、第 128 条第 2 項、第 156 条第 2 項及び第 181 条第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「2 年間」とあるのは、「5 年間」とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、地域密着型サービス事業基準省令第 132 条第 1 項第 1 号イの規定の適用については、同号イ中「1 人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2 人とすることができる」とあるのは、「4 人以下とすること」とする。

(指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格)

第 5 条 法第 115 条の 12 第 2 項第 1 号に規定する条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 施行規則第 140 条の 27 の 2 に定める者
- (2) 厚木市暴力団排除条例第 2 条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等でない者

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準)

第 6 条 法第 115 条の 14 第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予

防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「地域密着型介護予防サービス事業基準省令」という。）に定める基準をもって、その基準とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域密着型介護予防サービス事業基準省令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項の規定の適用については、これらの規定中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

（指定の特例）

第7条 この条例（第1条、第4条及び第6条を除く。）の規定にかかわらず、本市の区域外に所在する法第42条の2第1項に規定する地域密着型サービス事業を行う事業所又は法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所（以下これらを「事業所」と総称する。）に係る法第42条の2第1項に規定する指定又は法第54条の2第1項に規定する指定にあっては、当該事業所が所在する市町村の条例で定める指定に関する規定に基づき、その指定を行うものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。